

児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について

緊急事態宣言期間中の基本的な対応は以下のとおり。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合、校長・准校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、教職員については、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者及びその周辺の検査対象者（以下「濃厚接触者等」という。）と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

感染者本人への行動履歴等にかかるヒアリングや、濃厚接触者等を特定するための調査（疫学調査）は、通常、保健所主導のもと行われるものですが、緊急事態宣言下においては、濃厚接触者等の特定のため、学校が校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することができるとされています。このため、各学校で感染者が確認された場合、校内の「新型コロナウイルス感染症患者の接触者リスト（検査候補者リスト）」を、保健所等が示す一定の考え（以下の①又は②）に基づき作成するとともに、所管の保健所へ提出願います。

なお、調査においては、下記「陽性者が確認された場合の学校による調査」に示す様式を使用し、候補者の特定をしてください。

【陽性者が確認された場合の学校による調査】

- ・記入シート1「基本情報（学校用）」
- ・記入シート2「行動歴」 ※別途（記載例）記入シート2「行動歴」を添付しています
- ・記入シート3「新型コロナウイルス感染症患者の接触者リスト（検査候補者リスト）」

〈濃厚接触者等の候補の考え方〉

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間*のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下の①又は②のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。なお、確認を行う活動の範囲は校内外で実施された教育活動とします。

* 感染可能期間＝発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は、長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策*なしで、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

* 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等
 - ➔ **感染者と同一の学級の児童生徒等全員**
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等
 - ➔ **感染者と同一の部活動に所属する児童生徒全員**
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
 - ➔ **感染者と同一の寮で生活する児童生徒等**
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

3. 保健所による検査対象者の確定からPCR検査結果の確定までの対応について

保健所が確定した検査対象者が所属する学級は閉鎖し、検査対象者がいない学級は再開します。なお、従来どおり保健所による検査対象者の確定までは、学校を臨時休業とします。

4. 検査結果に基づく出席停止の措置及び臨時休業の判断について

検査の結果、**新たに確認された陽性者が1人以上いる場合は、学級等の閉鎖を7日間延長**します。陽性者がいない場合は、その学級等は再開となります。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学年閉鎖を実施します。

さらに、複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない別の学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学校全体の臨時休業を実施します。

なお、同一学級で複数の児童生徒に陽性者が判明した場合は、学級等の閉鎖を検査結果が確定した日から7日間延長します。